

建築基準法関連告示情報（平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 5 月 2 日分）

（それぞれの告示の内容については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。）

公告日	告示番号	告示名
平成 28 年 4 月 22 日	第 689 号	特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等を廃止する件
〃	第 690 号	柱と基礎とを接合する構造方法を定める件
〃	第 691 号	床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件
〃	第 692 号	内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件
〃	第 693 号	不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件
〃	第 694 号	強化天井の構造方法を定める件
〃	第 695 号	通常火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件
〃	第 696 号	特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件
〃	第 697 号	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件
〃	第 698 号	申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件
〃	第 699 号	建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件
〃	第 700 号	建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件
〃	第 701 号	登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件
〃	第 702 号	建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める

公告日	告示番号	告示名
		件
平成 28 年 4 月 25 日	第 703 号	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件
〃	第 704 号	階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件
〃	第 705 号	全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件
〃	第 706 号	建築設備等（昇降機及び遊戯設備を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件
〃	第 707 号	難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件等の一部を改正する件
〃	第 708 号	確認審査等に関する指針等の一部を改正する件
平成 28 年 5 月 2 日	第 723 号	防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに監査結果表を定める件